

鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(平成26年6月30日 教育長決裁)

(最終改正 平成30年7月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の趣旨に基づき、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱に基づく給付金は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」に該当するものとして取り扱うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定するもののうち国公立の学校等をいう。
- (2) 高校生等 前号に定める高等学校等に在学する生徒（聴講生及び科目履修生を除く。）をいう。
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、当該年度の7月1日（7月2日以降に入学することが高等学校等の学則に定められている場合は当該年度の11月1日。以下「基準日」という。）において、別表に定める区分に属し、かつ、次の各号の全てに該当する者の保護者等とする。

- (1) 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定する支給対象者
- (2) 保護者等が鹿児島県の区域内に住所を有している高校生等
- (3) 休学していない高校生等。ただし、休学が病気その他やむを得ない理由によるもので、その期間が短期間である場合はこの限りでない。
- (4) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」に基づき、見学旅行費又は特別育成費が措置されていない高校生等。ただし、母子生活支援施設に入所している高校生等は除く。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該高校生等を算定の基礎とする給付金の支給を受けることができない。

- (1) 当該年度において、既に1人の高校生等につき鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）、他の都道府県等から、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）に基づく給付金の支給を受けている場合
- (2) 既に1人の高校生等につき通算3回（定期制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）の支給を受けている場合。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については、この回数に最大2回を加える。

(給付金の支給額等)

第4条 給付金の支給額は、別表に定めるところによる。

(受給申請)

第5条 保護者等は、奨学のための給付金受給申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、基準日が7月1日の場合にあっては7月31日、11月1日の場合にあっては11月30日（それらの日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）までに県教育委員会に申請するものとする。ただし、県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）の場合
 - ア 在学証明書
 - イ 生業扶助の措置状況が分かる証明書
 - ウ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の場合（次号の場合を除く。）
 - ア 在学証明書
 - イ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - ウ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (3) 前号の世帯に扶養されている通信制以外の高等学校等に通う高校生等（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合
 - ア 在学証明書
 - イ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - ウ 高校生等（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に、基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが確認できる書類
 - エ その他県教育委員会が必要と認める書類

(保護者等が死亡した場合の届出)

第6条 給付金を受給しようとする保護者等が、基準日の翌日以降から支給決定がされる前の間に死亡した場合、その受給資格を承継する保護者等は、受給資格承継届（別記第2号様式）に関係書類を添えて、県教育委員会に届け出なければならない。

(基準日における世帯状況の調査)

第7条 県教育委員会は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護受給の有無、道府県民税及び市町村民税の課税状況、その他給付金の支給を行うために必要があると認める場合、保護者等の同意に基づき、各市町村及びその他関係機関に確認することができる。

(支給の決定等)

第8条 県教育委員会は、第5条の規定による申請を受理したときは、これを審査して支給の可否を決定し、支給を決定したときは奨学のための給付金支給決定通知書（別記第3号様式）、却下したときは奨学のための給付金却下通知書（別記第4号様式）により、保護者等に通知するものとする。

(支給日)

第9条 給付金は、支給を決定した日の属する月の翌月末日までに支給する。ただし、県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(支給回数)

第10条 支給回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については、この回数に加えて最大で2回まで支給することができる。

(給付金の支給)

第11条 給付金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第10号の規定により資金を前渡する。

(授業料以外の教育費との相殺)

第12条 鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）第1条に規定する鹿児島県立高等学校に在学する生徒の保護者等（以下「県立高校保護者等」という。）に支給する給付金は、県立高校保護者等から奨学のための給付金委任状（別記第5号様式）が提出された場合、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺することができる。

(支給決定の取消)

第13条 県教育委員会は、保護者等が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還等)

第14条 県教育委員会は、前条の規定により取り消したときは、その旨を通知するものとし、支給された給付金を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に基づく給付金の支給については、平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等に入学した高校生等から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表

区分	高校生等1人当たり の給付金支給額	支給対象経費
1 生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）に扶養されている高校生等	年額 32,300円	
2 通信制高等学校等に通う高校生等	年額 36,500円	
3 通信制以外の高等学校等に通う高校生等（4の場合を除く。）	年額 80,800円	授業料以外の教育に必要な経費
4 2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等（1の場合を除く。）	年額 129,700円	

(注1) 本表における「高校生等」は第3条第1項各号の全てに該当する者をいう。

(注2) 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て年額36,500円を用い、通信制以外の高校生等は、全て年額129,700円を用いる。